

## 第Ⅲ部 前期基本計画

第1章 郷土愛を育み、相互理解のもと、 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち .....	30
第2章 豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる住みやすいまち ...	60
第3章 地域の特性を活かし、産業活力と賑わいがあるまち .....	86
構想実現のために .....	96
重点戦略 .....	102

## 第1章 郷土愛を育み、相互理解のもと、誰もが自分らしく 生き生きと暮らせるまち

### 1. こども・若者支援

#### 《基本方針》

保育体制の充実を図りつつ多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭を支援し、地域全体でこどもと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。また、若者を支援し、若者の定住を促します。

#### 《現状と課題》

- わが国の2024年（令和6年）出生数は約72万人であり、過去最少の数となって、少子化に歯止めが掛からない状況が続いています。国は、2023年（令和5年）に「こども家庭庁」を設置し、“こどもまんなか社会”の実現を掲げ、政策を推進しています。
- 2021年度（令和3年度）をもって大総保育所が、2022年度（令和4年度）をもって上堺保育所が閉所となり、本町の認可保育所は、公立1箇所、私立5箇所の計6箇所です。認定こども園（幼稚園）は、私立2箇所、加えて民間の子育て支援センターが2箇所運営されています。こどもの居場所としては、児童クラブ5箇所があります。また、保育所や幼稚園、小学校、中学校で家庭教育学級を実施し、家庭での教育力の向上を図っています。
- 少子化が進む中、近年では多様化する保育ニーズへの対応、保育体制の充実、保育所（園）などの環境整備が課題となっています。また、特別な支援を必要とする児童や家庭に対する有効な事業の実施が課題となっています。
- 今後も、地域で安心して子育てができる体制づくりが重要であり、こども家庭センターを軸とした妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実を図ることが求められています。
- 本町では、進学や就職などを契機とした若者の転出が多く、人口減少の一因となっています。今後は、町内で暮らす若者の支援を充実させ、定住を促していく必要があります。



体操



芋掘り体験



《施策》

施策1 子育て支援体制の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支える環境をつくります。子育て支援センターを中心とした親子同士の交流、子育て家庭と地域住民との交流、出産や育児に関する情報交換や相談の機会を設けるほか、母子の健康づくりを支援するなど、子育て家庭を総合的に支援します。

施策2 保育サービス等の充実

公立保育所と民間保育施設が連携し、一時保育や延長保育の拡充など、地域の実情に応じた保育サービスの充実を図ります。さらに、働く保護者等の子育て負担を軽減し、児童が放課後や長期休業期間等を安心して過ごすことができるよう児童クラブの充実を図ります。

施策3 子育て家庭への支援

こども家庭センターを令和8年度中に設置し、虐待防止に向けた関係機関との連携強化、子育て相談体制の充実を図ります。また、家庭教育指導員などによる相談体制の充実を図るほか、読み聞かせを通じた親子の触れ合い機会の大切さを周知していきます。

施策4 こどもへの支援

「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の理念などに則り、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの参加と意見表明の場の確保に努めます。また、こどもが安心して過ごし、交流できる居場所づくりに努めます。

施策5 若者への支援

進学や就職、居住環境などに関する若者のニーズ把握に努めるとともに、関係機関との連携のもとに、若者の定住に向けた支援を展開します。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
児童クラブの待機児童数	19人	0人
ブックスタートパック(絵本)配布率	95.3%	98.0%
人口に占める20歳代の割合	7.5%	7.5%

■関連する分野計画

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 2026(令和8)年度～2030(令和12)年度  
 子ども・子育て支援事業計画(第3期) 2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

## 2. 高齢者支援

### 《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療・介護・介護予防など必要な支援を一体的に利用できる体制の充実を図ります。また、高齢者が生きがいを持って地域で活動するための機会や場の提供に努めます。

### 《現状と課題》

- 2024年（令和6年）1月の住民基本台帳によれば、わが国の高齢化率は28.8%で過去最高となっています。一方、本町の65歳以上は約8,400人で総人口の37.7%を占めており、全国的に見て高い水準となっています。
- 本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターにおける情報提供や相談体制を充実するとともに、社会福祉協議会と協力して生活支援コーディネーターを置き、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備などを実施しています。
- 今後も、支援や介護を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターを核に民生委員児童委員、介護事業所等の関係機関と連携を図り、担い手を確保しながら、地域支援事業や介護サービスなどを提供していく必要があります。
- 引き続き、生活支援コーディネーターを中心に地域住民をはじめボランティア団体・企業・社会福祉法人などが協力し合って、地域全体で高齢者を支えていく体制をつくるのが重要です。特に、2024年（令和6年）1月に認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されたことから、法の基本理念に基づいた認知症施策を実施していく必要があります。
- 高齢者が地域で生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要であり、地域で自らの知識や経験を生かせる機会づくりや、老人クラブ（生き生きクラブ）、寿大学などの活動や学びの場づくり、高齢者の就労支援などが重要になっています。



認知症チームオレンジの活動



きらり若返り運動



《施策》

施策1 適切なサービスの提供

地域包括支援センターにおける情報提供や相談体制を充実し、関係機関の連携のもと支援や介護を必要とする高齢者に適切なサービスを提供します。また、施設サービスの需要増加への対応も検討します。

施策2 高齢者の生活支援

介護予防、健康不安の解消、緊急通報システムの活用や地域ぐるみの見守り体制の強化、通院や買い物などの外出支援を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、認知症に対する理解促進と見守り体制の充実を図り、「新しい認知症観」のもとに認知症の人やその家族が地域でその人らしく暮らし続けられる環境をつくります。

施策3 高齢者の社会参加と就労の支援

老人クラブ活動や各種文化・スポーツ活動を支援し、高齢者の生きがいづくりを促します。また、シルバー人材センターで高齢者の技能や経験を活用するなど高齢者の就労機会を拡充し、経済的な自立を促します。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
認知症サポーター数(累計)	2,440人	3,000人
高齢者見守りネットワーク事業 協定締結事業者数(累計)	25事業所	34事業所
各地域での介護予防活動件数(累計)	351件	2,100件

■関連する分野計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

### 3. 障害者支援

#### 《基本方針》

障害のある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう、サービスの提供体制を充実するとともに、地域の理解を深め、地域での活動機会や就労機会の充実を図ります。

#### 《現状と課題》

- わが国では、2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会やSDGsの浸透などを契機として、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）への機運が改めて高まっています。国は、2024年（令和6年）に「障害者総合支援法」を改正し、障害者の地域生活の支援体制充実や就労支援、雇用の促進などに向けた取組を進めています。
- 本町では、障害者福祉計画を策定し計画的に取組を進めていますが、今後も計画を推進するとともに、適切に見直していくことが求められます。特に、国における法改正などに伴い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような支援やサービス体制の推進に努める必要があります。また、障害者支援体制の広域連携の推進を図るとともに、山武圏域での児童発達支援センター設置など、地域療育ネットワークの推進に努めていく必要があります。
- 今後も、相談体制の強化、サービス提供体制の充実を通じ、コミュニケーションや移動など地域生活における自由度を高めていくとともに、災害時に備え、避難行動支援や福祉避難所の充実を図っていく必要があります。
- 障害に対する理解の促進を図り、障害者への差別を無くしていくとともに、関係機関と情報共有・連携し、早期療育の支援やインクルーシブ教育の構築に向けた特別支援教育の充実を図っていく必要があります。また、関係機関や企業・団体との連携のもと、障害者の就労・社会参加の機会の充実に努める必要があります。



パラスポーツ教室



地域活動支援センター「たんぽぽ」



《施策》

施策1 障害者の地域生活の支援

障害者福祉計画に基づき、障害者や介護者等のニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、広域での連携による地域支援体制の強化や障害者差別の解消を図るとともに、障害児の療育支援体制の推進を図ります。

施策2 暮らしやすい環境の整備

障害の有無に関わらず、日常のコミュニケーションを円滑にし、スムーズに移動できるよう支援します。また、災害時等における連絡体制、福祉避難所の充実を図ります。

施策3 障害者の社会参加と就労の促進

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、障害者雇用に向けた取組や福祉的就労の場の確保、障害者優先調達推進法を踏まえた取組など、障害のある人の就労の場の確保や機会の拡大を図ります。また、障害の有無に関わらず、様々な文化、芸術活動や学習活動、スポーツ、レクリエーション活動に参加し、生きがいつくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを推進します。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
障害福祉サービス計画相談支援利用者数 (年間延べ)	673人	720人
障害児福祉サービス計画相談支援利用者数 (年間延べ)	174人	228人

■関連する分野計画

障害者福祉計画（障害者計画（第4次）、障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期））

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

## 4. 地域福祉

### 《基本方針》

支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、人のつながりの醸成や具体的な支え合いの仕組みの整備を進め、多様な主体と共同して地域福祉の推進に努めます。

### 《現状と課題》

- わが国では、人口減少と少子高齢化、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、見守りや支え合いの機能が低下していると言われています。高齢者や子育て家庭の孤立、経済的な困窮、こどもが家族のケアを担うヤングケアラーなど、対処すべき様々な課題があります。国は、2020年（令和2年）に社会福祉法を改正し、地域住民が抱える課題に対し、包括的な支援をするための重層的支援体制の構築を進めています。
- 人々が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるようにするためには、家庭・地域・行政の連携のもと、多様な生活課題に対応することが重要です。本町では、「第2次横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を2025年度（令和7年度）に策定し、取組を計画的に展開しています。
- 本町では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する住民の意識啓発、災害時の避難行動支援の仕組みづくりなどを進めています。ボランティア団体をはじめとした地域福祉活動の基盤整備、保健・医療・福祉間の情報共有や連携強化が、引き続き求められています。
- 今後は、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作っていくことが重要です。



日吉地区生き生きクラブ



地域福祉計画・地区懇談会



《施策》

施策1 地域共助の意識の醸成

社会福祉協議会と連携し、学校教育や交流活動を通じて、地域福祉について理解を深めるとともに、地域における共助の意識を醸成します。

施策2 地域福祉体制の充実

地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員児童委員、保健師、医師、地域住民などと連携し、重層的支援体制の構築を進め、ニーズの把握と適切な対応を図ります。また、ボランティア活動の活性化と団体間のネットワーク化を促進します。

施策3 きめ細かな支援の充実

困りごとのある方が、必要な支援・サービスを利用できるよう、具体的な支援・サービスの拡充や質の向上、支援の仕組みづくりを図り、既存の分野の枠に収まらない複合的課題への対応も含め、様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実に努めます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
ボランティア登録者数	290人	330人

■関連する分野計画

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

## 5. 健康づくり

### 《基本方針》

生涯にわたり心身ともに健康であるため、一人ひとりの健康づくりの意識を醸成し、日常的な健康づくりを支援するとともに、地域における保健体制を充実します。

### 《現状と課題》

- その人らしい暮らしのためには、生涯にわたる心身の健康づくりが重要となります。国は、「健康日本 21（第三次）」を 2023 年（令和 5 年）に策定し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現のため、基本的な方向を①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善などと定め、取組を展開しています。
- 本町では、各種健康相談、食生活改善普及員活動などを通じた食育の推進、歯科健康教育・ハミガキ教室などのほか、生活習慣病予防、介護予防等についての健康教育による健康づくり意識・理解の向上に努めています。今後は、人生 100 年時代の到来を見据え、様々なライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）における健康づくりの意識を高めていくことが重要です。
- 本町では、健康づくりセンター「プラム」を拠点とした健(検)診等を、幅広く実施しています。今後は、がん検診や特定健診の受診体制を充実し、受診率のさらなる向上を図る必要があります。また、歯の寿命を伸ばすため、幼児期からの歯の健康づくりも欠かせません。



健康づくりセンター「プラム」



食生活改善普及員によるおやこクッキング



《施策》

施策1 健康づくり意識・理解の向上

健康維持に必要な知識、生活習慣病の予防、疾病の早期発見などに関する知識などの情報を各世代への健康教育等を通じて伝え、健康づくりの意識を高めるよう支援します。

施策2 健康づくりの推進

健康づくりセンター「プラム」を拠点とし、健康診査や各種検診を周知および勧奨し、生活習慣病予防や介護予防などにおける住民の自主的な健康づくり活動を支援します。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
健康教育の実施回数	124回	134回
3歳児のむし歯保有率	13.3%	10.0%
がん検診受診率(町の集団・個別検診)	22.66%	23.66%

■関連する分野計画

千葉県保健医療計画	2024(令和6)年度～2029(令和11)年度
国民健康保険保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)第4期特定健康診査等実施計画	
健康増進計画及び自殺対策計画	2018(平成30)年度～2027(令和9)年度

## 6. 医療

### 《基本方針》

超高齢社会が進行する中、地域において安心して医療が受けられるよう、医療機関等との連携強化、在宅医療や介護連携等を含め、住民が安心できる地域医療体制の確保を図ります。

### 《現状と課題》

- 超高齢社会が進み、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の人口が増大する2040年頃を見据え、かかりつけ医機能や在宅医療、介護連携を含めた新たな地域医療構想が2026年度（令和8年度）策定予定であり、これに沿った医療体制の整備が求められます。
- 千葉県は、本町が属する山武長生夷隅保健医療圏では一般病床及び療養病床への入院患者数は2030年度（令和12年度）にピークを迎え、その後は減少に転じると予測しており、2025年度（令和7年度）の必要病床数は、高度急性期及び回復期は不足し、急性期及び慢性期は過剰となると見込んでいます。一方、在宅医療等の需要（患者数）は2035年度（令和17年度）にピークを迎えると予測していることから、病床機能の分化及び連携の推進、在宅医療提供体制の充実・強化が求められています。
- 東陽病院では、東陽病院経営強化プランを策定し、近隣の病院や診療所、介護施設と連携を図り、町立病院として急性期から回復期、在宅医療まで一貫した医療提供を可能とした「地域に根ざした病院」を目指しています。また、医師・看護師等の医療資源の確保、施設や設備の適正化といった多くの課題を抱えており、今後の医療需要の変化に対応できるよう、病院の果たすべき役割・機能の最適化を図ります。加えて、現在の病院は耐用年数とされる築40年に近づいており、近隣病院との統合や機能分化等も含め、今後の病院経営の方向性を検討しています。
- 山武郡市医師会・旭叵瑳医師会、山武郡市歯科医師会など地域の医療機関との連携により、今後も、休日当番医制事業などを継続するとともに、日ごろの健康づくりなど、各種の啓発活動などを進めていく必要があります。



東陽病院

	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和5年度 (2023年度) 実績値	令和6年度 (2024年度) 実績値
常勤医師数(人)	7	10	6
病床利用率(%)	59.0	63.4	61.7
訪問看護件数 (件)	2,192	2,190	2,330
一日あたり外来 患者数(人)	141.4	146.1	145.7

東陽病院経営強化プラン



《施策》

施策1 東陽病院の経営強化

医療人材の確保に努めるとともに、施設、設備の計画的な管理や更新、持続可能な病院経営に努めます。また、「地域に根差した病院」を目指し、地域の医療機関や介護施設、町の保健・福祉部門との連携を強化します。

施策2 地域の医療機関との連携

住民が安心できる医療体制を整備するため、山武都市医師会・旭匠瑳医師会、山武都市歯科医師会など地域の医療機関との連携により、今後も休日当番医制事業などを継続するとともに、かかりつけ医の重要性や日ごろの健康づくりなど、各種の啓発活動を進めます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
東陽病院診療科数	10科	10科

■関連する分野計画

東陽病院経営強化プラン

2024（令和6）年度～2027（令和9）年度

## 7. 社会保険

### 《基本方針》

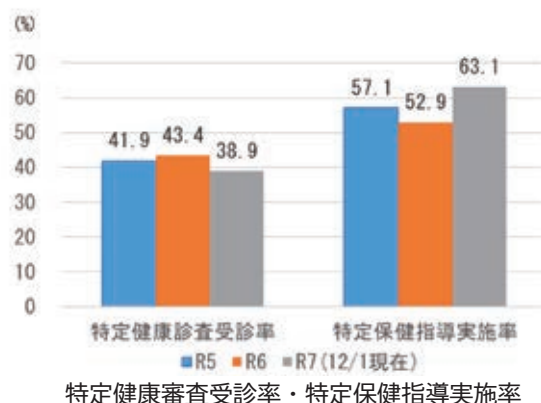
病気やけがをした人や介護が必要な人を社会全体で支えるため、医療・介護等の社会保険制度への理解を促し、健康増進や介護予防を推進して、制度の健全な運営を図ります。

### 《現状と課題》

- 高齢化に伴い、医療や介護などの社会保険にかかる支出がわが国では増加傾向にあります。一方、労働力の中心となる15～64歳人口（生産年齢人口）の減少により、社会保険の原資を賄うための負担が大きくなっており、公的な保険制度の運営が困難さを増しています。
- 国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となることで制度の安定化を図り、安定的な財政運営や事業の効率化に向けた取組が展開されています。今後も疾病予防や健康づくりに積極的に取り組み、健康に対する意識を高めるとともに、千葉県との連携のもと、国民健康保険税収納率の向上や医療の適正化を図るなど、財源の確保及び持続可能な運営に向けた取組が必要となっています。
- 介護保険制度については、高齢化の進行に伴い、制度利用者の増加が想定されることから、引き続き、健全で安定した財政運営とサービスの確保が課題となります。地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、介護予防、高齢者の権利擁護、総合相談支援などを推進することが重要です。
- 後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、引き続き、被保険者に対して分かりやすい制度の説明と普及啓発に努めていく必要があります。



元気はつらつ運動教室





《施策》

施策1 国民健康保険事業の推進

千葉県との連携のもと、制度の周知、保険税の収納率向上、医療費の適正化を図っていきます。また、住民の健康づくりと疾病予防を促進していくため、メタボリックシンドローム及びそれに伴う生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図っていきます。

施策2 介護保険制度の健全運営

介護保険制度についての住民の理解を促します。また、介護予防の充実や給付の適正化により、介護保険制度の健全な運営に努めます。さらに、地域包括支援センターと連携し、適正な介護サービスの提供を図っていきます。

施策3 後期高齢者医療制度の推進

後期高齢者を対象とした医療制度を健全に運営するため、千葉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の周知や医療費の適正化を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康の保持増進、介護予防のためフレイル予防の必要性を認識し、町民自ら介護予防の取組ができるよう周知を図ります。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
特定健康診査の受診率	41.9%	45.0%
特定保健指導の実施率	57.1%	62.0%
国民健康保険税の収納率	95.7%	96.0%
介護保険料の収納率	98.1%	98.3%
後期高齢者健康診査の受診率	23.9%	40.0%
後期高齢者医療保険料の収納率	98.4%	99.0%

■関連する分野計画

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）  
2024（令和6）年度～2026（令和8）年度
- 国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画  
2024（令和6）年度～2029（令和11）年度
- 第3期高齢者保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）  
2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

## 8. 学校教育

### 《基本方針》

確かな学力を基礎として主体的に課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力の醸成を図ります。また、児童生徒一人ひとりの状況に応じた安全な学習環境を整備し、家庭・地域・学校の連携によって、社会全体で児童生徒の成長を支援します。

### 《現状と課題》

- 教育は、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有しています。国は、2023年（令和5年）に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成を目指し、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成などの方針を掲げています。
- 国のGIGAスクール構想により、ICT環境の整備に大きな進展が見られました。今後は、授業方法や教職員の働き方のあり方を見直すとともに、ICT機器の活用を進め、誰もがどこでも学びやすい環境を整備する必要があります。
- 本町では、学力向上推進モデル校を指定し、教職員の学習指導力向上とともに学力の定着が図られてきましたが、習熟度別少人数授業による指導など他の形での学力向上に向けた取組や、キャリア教育の充実も必要となっています。また、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組も展開しています。
- 教育環境については、学校・家庭・地域・関連機関が連携をさらに進め、社会全体で人材を育成する教育環境を充実させていくことが課題となっています。特に、防犯・防災教育や、部活動の地域展開への対応を進めていく必要があります。施設面に関しては、計画的に改修・修繕を実施し安全な学習環境を維持する必要があります。また、児童生徒数の減少を考慮したさらなる施設の適正配置の検討が必要です。
- 学校運営については、多様化するニーズに対応できるよう、教職員の学習指導力向上などを通じ、教育の質の向上を引き続き図る必要があります。また、教職員の勤務時間の適正化を進めるとともに、信頼される学校運営体制の構築に努めていく必要があります。



横芝小学校体育館



電子黒板を活用した授業風景



《施策》

施策1 教育内容の充実

変化の激しい社会において自ら考え課題解決ができる力を養うため、基礎的な学力に加え、誰一人取り残されない「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。また、地域の特性を活かした外国語活動、道徳、ICT教育、キャリア教育などの教育内容の充実を図ります。

施策2 教育環境の整備

家庭・地域と連携しながら防犯対策・防災教育を実施し、安心・安全で開かれた学校づくりを推進するとともに、中学校の部活動の地域展開を進めます。また、学校の適正配置の検討とともに、設備の適切な維持管理やICT機器を含む教育施設の充実を図ります。

施策3 学校運営の充実

多様な児童生徒のニーズに対応できるよう、教育の質の向上を図ります。また、教職員の勤務時間の適正化を進めるとともに、信頼される学校運営体制の構築に努めます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
教職員指導力向上研修実施回数	2回	3回
中学校生徒の実用英語技能検定取得率	80.6%	90.0%

■関連する分野計画

横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針（改訂版）

2023（令和5）年

## 9. 青少年育成

### 《基本方針》

リーダーシップと協調性を備えた次世代を担う青少年を育成するため、家庭・学校・地域が相互に連携して家庭の教育力向上を図るとともに、青少年が地域で活躍できる機会を増やすため、多様な青少年活動の実施を促進します。

### 《現状と課題》

- 少子化が進む中、人と人との関係性が希薄化するなど、青少年をめぐる社会環境は著しく変化し、深刻さを増しています。国は、体験活動等を通じた青少年自立支援や青少年の国際交流などに取り組むだけでなく、青少年を取り巻く有害環境対策として犯罪等に加担させないための取組などを進めています。
- 本町では、青少年健全育成支援組織との連携を図り、青少年の健全な育成を推進しています。また、ジュニアリーダー研修を促進し、青少年リーダーの育成に努めています。今後も、これらの取組を継続的に実施してだけでなく、青少年の主体的な活動を支援し、多様な青少年活動の展開を促していく必要があります。
- 子ども会やスポーツ少年団といった組織の活動を支援し、青少年にとって身近で自分に合った活動ができる環境づくりに努めていく必要があります。
- 家庭教育学級の実施など、きめ細やかな支援により、引き続き、家庭での教育力向上を図っていく必要があります。



スキー&スノーボード教室



夏季ジュニアリーダー研修会



《施策》

施策1 青少年の活躍促進

青少年健全育成支援組織との連携を図り、次世代を担う青少年の健全な育成を推進するとともに、ジュニアリーダー研修を促進し、青少年リーダーの研修計画及び実施を図ります。また、青少年リーダーが主体となって開催する事業を支援し、更なる青少年リーダーの発掘・育成に努めます。

施策2 青少年にとって身近な組織の支援

子ども会やスポーツ少年団といった組織の活動を支援し、青少年にとって身近な居場所の確保・充実に努めます。

施策3 家庭教育の支援

家庭教育学級の実施により、家庭での教育力の向上を図ります。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
ジュニアリーダーの人数	5人	5人
青少年育成関係団体主催事業数	8事業	8事業

## 10. 生涯学習

### 《基本方針》

多様なニーズに合った生涯学習の機会や場を提供するとともに、住民の生涯学習の成果が自己実現とともに社会にも活かされるよう、地域の交流や課題解決につながる自主的な活動を支援します。

### 《現状と課題》

- 人生 100 年時代を迎えようとする中、生涯学習に期待される学習内容や学習レベルの多様化が進んでいます。年齢やライフステージにとらわれず、誰もが趣味や自己実現などのために自由に学習機会を選択し、その人らしく学ぶとともに、学習の成果を社会に活かすことができる仕組みづくりが求められています。
- 本町では、文化施設や図書館などを拠点として、生涯学習団体の自主的かつ多種多様な学習活動が行われており、コミュニティの活性化や地域課題の解決に資することが期待されています。今後は、関係団体との連携を強化し、学習ニーズに応じた生涯学習講座を提供するとともに、文化施設の適切な管理により、環境を整備することが重要となっています。
- 地域の知識と情報の拠点となる図書館においては、貸出冊数が増加しています。また、図書館資料の充実、施設の適切な維持管理、ホームページ等でのイベント情報の発信などにより、幅広い年代の利用者に活用されています。より多くの方に図書館を利用してもらうため、図書館の魅力発信などの取組が引き続き必要となっています。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
貸出総数 (冊・点)	342,092	328,607	322,085
年度末蔵書数 (冊・点)	433,105	436,627	439,077
入館者総数 (人)	86,232	94,403	108,002

横芝光町立図書館利用状況



横芝光町立図書館



《施策》

施策1 生涯学習環境の充実

学習プログラムの充実や、指導する人材の確保・育成を図ります。また、各種クラブやサークル等の団体との連携や住民ニーズに応じた講座の開催により、多様な生涯学習の機会の拡充を図ります。

施策2 図書館機能の充実

学校や保育所との連携を強化し、子育て中の保護者と乳幼児に対する支援の充実や読書活動への支援の強化を図ります。また、情報発信機能の充実や利便性向上、施設の維持改修を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
講座開催数	29 講座	29 講座
図書館利用者(入館者)数	108,002 人	120,000 人
図書貸出冊数	322,085 冊・点	350,000 冊・点

■関連する分野計画

子ども読書活動推進計画(第4次) 2022(令和4)年度~2026(令和8)年度

## 11. 文化振興

### 《基本方針》

郷土文化を住民の愛郷心を育む地域資源の核と捉え、伝統に立脚した文化振興に取り組みます。このため、有形無形の文化財の保全に努めるほか、住民が文化に親しむ機会を積極的に設け、郷土文化に対する関心を醸成します。

### 《現状と課題》

- わが国は、地域の特色ある文化活動を促進するため、多様な担い手の育成を図っているほか、地域住民の愛郷心を育み、地域活性化の資源ともなる各地の歴史に根差した伝統文化の保存活用を推進しています。
- 本町は、国指定史跡の芝山(中台)古墳群や国重要無形民俗文化財の鬼来迎のほか、千葉県指定文化財、町指定文化財を数多く有しています。また、実測により初めて正確な日本地図を作成した伊能忠敬や、幕末の儒学者・漢学者である海保漁村、日本のソーセージの父と称される大木市蔵など、多くの偉人を輩出してきました。
- 本町はこれまで、文化財の適正管理・保存に努めるとともに、伝統芸能の伝承活動を担う団体への支援などを通じて、地域文化の振興を図ってきました。今後も、伝統芸能の継承者の育成支援や、情報発信などが必要となっています。また、伝統芸能などを地域資源ととらえ、生涯学習の素材などとして活かし住民の理解を深めていくとともに、地域活性化を見据えた取組も求められます。
- 芸術・文化活動の振興に向け、今後も、地域住民の文化鑑賞機会や活動成果を発表する場の充実が求められるほか、若い世代の文化活動への参加を促しながら、既存の文化活動の後継者や、新たな活動のリーダーを育成していくことなどが重要となっています。



中台梯子獅子



鬼来迎



《施策》

施策1 文化資源の保全・活用

公共施設の統廃合などによる未利用施設を活用し出土文化財の保存や展示スペースを検討するほか、町民の学習の機会としてのギャラリー展示など文化財の保全・活用に努め、伝統芸能の伝承活動の活性化を促進します。また、文化財の調査研究を進めるとともに、地域文化の積極的な発信に取り組みます。

施策2 芸術・文化活動の振興

住民が文化にふれたり、日頃の学習成果を発表する場を積極的に設けます。また、団体の活動活性化を促しながら、中心となるリーダーの育成に努め、活動全体の活性化を図ります。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
町民ギャラリー来場者数	4,704人	5,000人
文化祭参加団体数	70団体	75団体
文化祭来場者数	2,668人	3,000人

## 12. スポーツ振興

### 《基本方針》

スポーツ活動を活性化させ、住民の健康づくりや生きがいにつながる環境づくりに取り組みます。若年層から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、体力向上のみならず、共生社会の実現や地域活性化に取り組みます。

### 《現状と課題》

- わが国は、スポーツ参画人口の拡大に向けて、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動を推進しており、国民の体力向上のみならず、共生社会の実現や経済・地域活性化も見据えた取組を進めています。
- 本町はスポーツ健康都市を宣言しており、住民がスポーツに親しむことを通じて、連帯感を深め、健康で生きがいある生活を送れるよう、各種スポーツ団体の支援や、町立全小中学校のスポーツ施設の地域開放など、スポーツの振興を図っています。スポーツフェスタも毎年開催し、世代間の交流に貢献しています。
- 今後も、町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及とともに、若年層から高齢者までライフステージに応じた誰もが楽しめるスポーツ活動、障害者スポーツ活動の活性化に取り組む必要があります。
- スポーツ推進体制については、スポーツフェスタ等の町スポーツイベントの開催のほか、スポーツ協会などとの連携のもと、各種スポーツ大会の運営支援等に取り組んでいます。少子高齢化に伴う担い手不足などが懸念されていますが、健康づくりや共生社会の実現、地域活性化のためにも、スポーツ活動推進体制の充実に努めていく必要があります。



スポーツフェスタ



パラカヌー体験



《施策》

施策1 スポーツ・レクリエーションの振興

町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及を促進し、スポーツ活動の活性化に努めます。また、ライフステージや、障害の有無によらず誰もが楽しめるスポーツの普及促進に取り組みます。

施策2 スポーツ推進体制の充実

スポーツフェスタ等の町スポーツイベントの開催のほか、各種団体によるスポーツ大会の運営支援、スポーツ関係団体等の活動を支援します。また、民間事業者や団体との連携のもと、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保に努めます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
スポーツフェスタ参加者数	1,102人	1,200人
パラスポーツ参加者数	438人	450人

### 13. 人権・男女共同参画

#### 《基本方針》

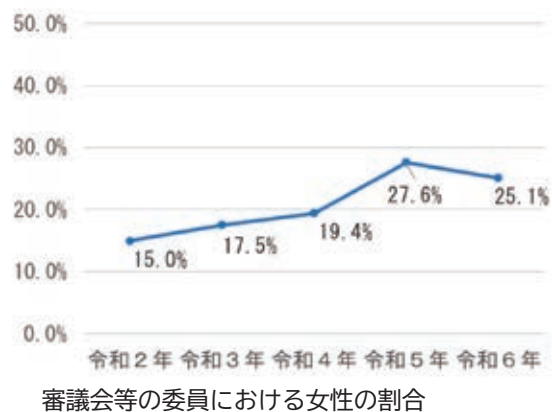
すべての住民の人権が尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、お互いを思いやる心を育み、人権に関する理解を深めながら、一人ひとりの人権を擁護します。また、個人・団体・事業者・行政が共に考え、行動することにより、多様性を認め合い、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会をめざします。

#### 《現状と課題》

- 近年、これまでの同和問題や人種差別に加え、いじめや虐待などこどもの人権問題、インターネットや SNS での人権侵害、性的指向および性自認を理由とする偏見や差別などが顕在化しています。また、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2024」では、日本は 146 か国中 118 位と先進国で最低レベルであり、特に「政治」および「経済」における順位が低く、指導的な立場に占める女性の割合を高めることなどが重要な課題となっています。
- 本町では、人権週間や学校教育などを通じて、人権に対する意識啓発を進めていますが、人権問題は複雑・多様化していることから、人権擁護委員や千葉県など関係機関との連携のもと家庭・学校・地域・職場などあらゆる場面で人権への理解を深め、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。
- 本町では、定期的には人権相談を開設して人権問題に対応していますが、引き続き法務局や児童相談所など専門機関と連携し、相談しやすい環境を整え、問題の解消に向けて取り組むことが課題となります。
- 本町では、2023 年度（令和 5 年度）に「第 3 次横芝光町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会とジェンダー平等実現のための環境づくり、あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくりなどに取り組んでいます。
- 一人ひとりが幸せな社会の実現には、男女共同参画のための意識醸成やあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいく必要があります。



人権啓発活動





《施策》

施策1 人権に対する意識の啓発

こどもの頃から人権に対する正しい理解ができるよう小中学校における人権教育を充実するとともに、人権週間における情報提供や意識啓発に努めます。

施策2 人権相談の充実

人権擁護委員による定期相談に加え、行政相談委員や民生委員児童委員、法務局との連携により、人権相談に対応します。また、児童相談所等の専門機関と連携し、児童虐待やDVなどの相談に対して問題の解決を図ります。

施策3 男女共同参画の推進

様々な世代の住民に対して多様な機会を捉え、男女共同参画に関する意識の啓発をします。また、DV・児童虐待等の根絶に向けて、関係機関との連携のもと、多様な方法による相談・支援体制の充実を図ります。さらに、男女がともに活躍できる社会に向けて、審議会への女性の登用の促進や女性の就業への支援、男女がともに働きやすい職場環境整備への支援をします。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
人権教室開催小学校数	全校	全校
各種審議会などの女性委員の割合	25.1%	40.0%

■関連する分野計画

男女共同参画計画（第3次）

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

## 14. 多文化共生

### 《基本方針》

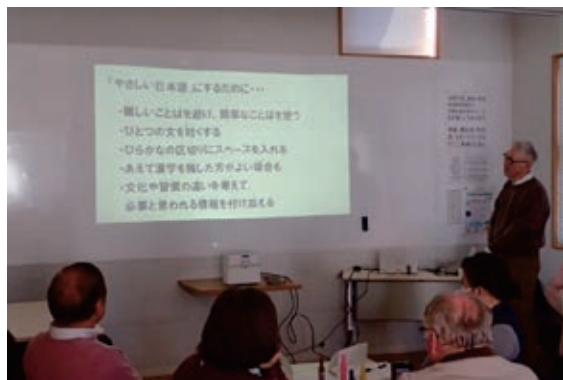
異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するとともに、住民主体のさまざまな国際交流活動を支援します。また、国籍や文化、言語などの違いを認め合い、外国籍住民も豊かに生きることができる多文化共生のまちを目指します。

### 《現状と課題》

- 情報発信技術の急速な発展により、国の垣根を越えた情報の行き来がこれまで以上に盛んになっています。このような背景のもと、国際的な視野を持った人の育成が、これまで以上に求められています。また、就労・就学などによりわが国に定住する外国籍住民の数が増えており、文化の違いをお互いが認めあった上で、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の構築が求められています。
- 本町は、わが国の玄関口である成田国際空港に近接しており、異文化に触れる機会が身近にあります。今後ますます重要となる国際感覚の醸成と異文化理解力の向上のため、小中学校における国際理解教育がますます重要となっています。
- 国際交流活動としては、小中学校における交流をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックでホストタウンを務めた中米バリーズとの交流など、様々な交流が展開されています。今後は、民間による草の根交流などを支援し、交流の輪を広げていくことが大切です。
- 本町では、成田国際空港の外国人就業者等の移住もみられ、外国籍住民が増加しています。今後は、住民と町内の外国籍住民との交流の機会づくり等、多文化の共生を推進していく必要があります。



バリーズ文化交流イベント



やさしい日本語講座



《施策》

施策1 国際的な視野を持った人材の育成

異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するため、町内の人材の活用や各種講座の開催により、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進します。

施策2 国際交流活動の推進

町内外の各種交流イベントの情報を発信するとともに、民間団体による国際交流への支援など、多様な手法を活用して交流を促進します。

施策3 多文化共生社会の推進

町役場における手続き等の利便性のみならず、生活のあらゆる面における外国籍住民の暮らしやすさと地域との調和に努め、多文化の共生を推進していきます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
国際交流事業実施回数	2回	2回
日本語学習支援者の養成人数(累計)	0人	80人

## 15. コミュニティ

### 《基本方針》

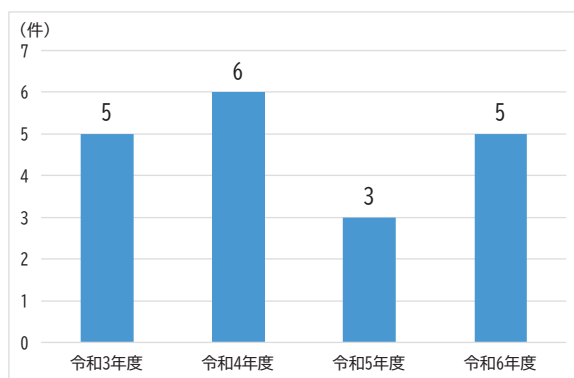
住民と住民との日常的なつながりを育み、防犯や防災、地域福祉などの基礎的な単位となる地域コミュニティの活性化を目指します。また、住民や団体、事業所、行政などが協働のもと、自主的な地域活動を支援し、地域課題の解決を目指します。

### 《現状と課題》

- わが国では、少子高齢化が進む中、人と人のつながりが希薄になり、かつて地域社会が有していた防犯や防災における機能や、日常的な支え合いの機能が失われつつあります。また、活動の担い手の高齢化と、後継者不足が大きな問題となっています。
- 近年発生した大規模な地震災害や風水害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの教訓により、人と人のつながりの重要性や、地域コミュニティの大切さが再認識されています。また、共通の問題意識のもとで活動し地域の課題解決を目指す、テーマ型の活動の重要性も増しています。
- 本町では、地域の連帯意識を醸成し、地域活動を活性化するため、地域コミュニティに対する支援のほか、活動拠点となる集会施設の修繕等を行っています。しかしながら、担い手の高齢化と後継者不足、施設の適切な維持管理などが課題となっています。
- 個人の関心にもとづいたボランティア活動や NPO 活動の重要性が増しており、活動情報の発信や相互交流の機会の提供などを通じた、組織の育成、取組の充実への支援が必要です。
- これからの本町のまちづくりには地域の力が不可欠であり、今後は、高齢化や過疎化など地域の課題に対し、自らが考え、行動して解決に取り組むことが重要です。地域コミュニティ活動に加え、ボランティアや NPO といったテーマ型の活動と行政が協働しながら、本町の未来のまちづくりを進めていくことが重要となっています。



コミュニティ活動



コミュニティ活動育成事業補助金 助成件数



《施策》

施策1 地域活動の維持・活性化

地域組織の活動を支援し、参加を促進するとともに、地域活動のリーダーを育成するために必要な支援を行います。また、地域の活動拠点である集会施設等を適正に維持・管理します。

施策2 自主的な活動の創出支援

個人の関心にもとづく自主的なサークルやボランティア、NPOなどの活動を支援するとともに、情報発信や団体間の交流を促進します。また、地域課題の解決に向け、NPOや民間営利事業者等との連携による協働のまちづくりに努めます。

《成果指標》

成果指標	現状値	目標値(2029年度)
コミュニティ活動実施団体数	5団体	5団体